

令和2年度 職業紹介事業適正化研修会 (職業紹介事業者対象)

職業紹介事業の適正な業務運営について

令和3年1月

厚生労働省 岐阜労働局
職業安定部 職業安定課 需給調整事業室

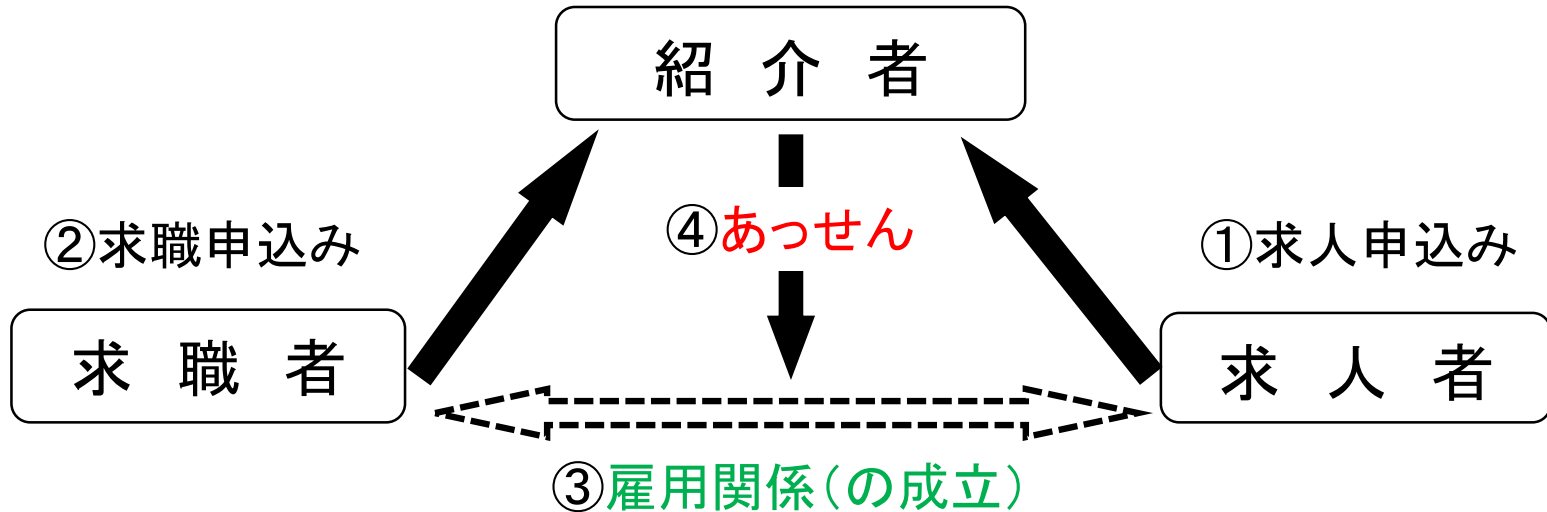
目次

1	職業紹介事業の概要	3 頁
2	最近の職業安定法及び関係法令等の主な改正内容について	6 頁
3	職業紹介事業における実績等の情報提供の義務化	10頁
4	労働条件等の明示する事項の追加	13頁
5	求人・求職管理簿、事業報告書への記載事項の追加	16頁
6	求人票の労働条件における変更内容等の明示	23頁
7	職業紹介後における対応についての留意点	26頁
8	職業紹介責任者の責務の追加及び事業所外での職業紹介	28頁
9	国外にわたる職業紹介に関する事項の追加	30頁
10	欠格事由の改正	35頁
11	最近の改正法施行	37頁
12	年齢制限を行う求人の申込みへの対応について	39頁
13	職業紹介における実務の流れ	42頁
14	定期指導の結果について（岐阜労働局管内）	53頁
15	許可有効期間の更新申請について	55頁

1 職業紹介事業の概要

● 職業紹介とは

求人(①)及び求職(②)の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係(③)の成立を**あっせん**(④)すること



求人

報酬を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めること

求職

報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすること

雇用関係

報酬を支払って労働力を利用する使用者と、労働力を提供する労働者との間に生じる使用・従属の法律関係

あっせん

求人者と求職者との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすること

● 職業紹介への該当性

- ①自ら求人及び求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、職業紹介事業者に求人・求職を全数送付する業務のみを行うことや、職業紹介事業者に対し、求人申込みの意向を持つ者がいる旨の情報提供を行うことは、職業紹介に該当しない。
- ②いわゆるスカウト行為は、求人者に紹介するため求職者を探索した上で当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするものであり、これを事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要。

● 職業紹介と情報提供の違い

- 求人情報又は求職者情報を提供するのみで、求人及び求職の申込みを受けず、雇用関係の成立のあっせんを行わないいわゆる「情報提供」は職業紹介には該当せず、これを業として行う場合にも法による許可等の手続は必要ない。

● 民間企業が行うインターネットによる求人情報・求職者情報提供と職業紹介事業の区分に関する基準

- インターネットによる求人情報・求職者情報提供は、次の①から③のいずれかに該当する場合、職業紹介に該当する。
 - ①提供される情報の内容又は提供相手について、あらかじめ明示的に設定された客観的な検索条件に基づくことなく情報提供事業者の判断により**選別・加工を行う**こと。
 - ②情報提供事業者から求職者に対する求人情報に係る**連絡**又は求人者に対する求職者情報に係る**連絡**を行うこと。
 - ③求職者と求人者との間の意思疎通を情報提供事業者のホームページを介して中継する場合に、当該意思疎通のための通信の内容に**加工を行う**こと。

2 最近の職業安定法及び関係法令等の主な改正内容について

● 平成30年1月1日施行

① 職業紹介事業における実績等の情報提供の義務化

○厚生労働省の運営する『人材サービス総合サイト』において、職業紹介の実績等に関する事項(就職者数等)の情報提供を行うことを義務づけ。

② 労働条件等の明示する事項の追加

○労働条件の明示に、これまでの必要事項に加えて『試用期間の有無及び試用期間があるときの期間』、『派遣労働者として雇用する場合はその旨』等を追加。

③ 求人・求職管理簿、事業報告書への記載事項の追加

○求人・求職管理簿に、これまでの記載事項に加えて『期間の定めのない労働契約を締結した場合はその旨』等を追加し、事業報告書についても『無期雇用就職者数』等を追加。(令和2年4月報告(平成31年度(令和元年度)内容)から必要)

④ 求人票の労働条件と労働契約の内容が異なる場合における変更内容等の明示

○当初の明示から変更等された場合、求職者が変更内容等を適切に理解できるよう変更等明示を行う。

⑤ 職業紹介後における対応についての留意点

○『無期雇用就職者に対する2年間の転職勧奨の禁止』、『手数料に係る返戻金制度の整備』、『求人者・求職者に対する手数料に関する事項の明示』等が定められた。

⑥ 職業紹介責任者の責務の追加

○職業紹介従事者に対する事業運営の改善向上のための教育を実施しなければならないことを追加。

○職業紹介責任者は『厚労省人事労務マガジン(メールマガジン)』に登録し、労働関係法令等の最新情報を確認しなければならないことを追加。

● 平成31年4月1日施行

① 国外にわたる職業紹介に関する事項の追加

- 許可基準のうち、国外にわたる職業紹介に関する事項として、**違約金・保証金等を徴収する取次機関を利用しないこと**等を追加。
- 国外にわたる職業紹介に当たり遵守しなければならない事項は、許可条件として付されることとなるとともに、職業安定法に基づく**指針**に規定。

② 労働条件等の明示方法

- 労働条件等の明示及び取扱職種の範囲等の明示に当たり、**ファクシミリ**の利用及び**SNS**（LINEやFacebook等のソーシャル・ネットワーク・サービス）等を利用する方法が認められた。

● 令和元年9月14日施行

① 欠格事由の改正

- 職業紹介事業者の欠格事由のうち、成年被後見人等に係る事由が改定され、精神の機能の障害により有料の職業紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とされ、代表者、役員、職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合には、**医師の診断書の提出**が必要。

● 令和2年3月30日施行

① 求人者の申込みを受理しないことができる以下の場合の追加

- 労働関係法令等に違反する求人者からの求人者の申込み。
- 暴力団員等からの求人者の申込み。 等

● 令和2年4月1日施行

① 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項の追加

- 求職者に明示すべき労働条件等として、『就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項』の追加。

3 職業紹介事業における実績等の情報提供の義務化

(平成30年1月1日施行)

● 情報提供の方法

厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」へ情報を掲載しなければならない。

<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>

厚生労働省より付与されたID・パスワードを用いて、職業紹介事業者がログインして実績を入力。

● 情報提供する事項

- ① 職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下「就職者」という。）の数
- ② 就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「無期雇用就職者」という。）の数
- ③ 無期雇用就職者のうち、就職から6か月以内に離職した者の数（解雇により離職した者を除く。）
- ④ 無期雇用就職者のうち、就職から6か月以内に離職したかどうか明らかでない者の数
- ⑤ 手数料に関する事項（手数料表）
- ⑥ 返戻金に関する事項（返戻金制度の有無等）

● 無期雇用就職者に対する調査

職業紹介事業者は、情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が③に掲げる者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならない。

● 人材サービス総合サイトのイメージ

令和2年1月1日現在

許可・届出受理番号／受理受付年月日	事業主氏名／事業所名称	事業所所在地／電話番号	取扱職種の範囲等			就職者			無期雇用のうち6か月以内離職者数(人)	判明せず(人)	参考情報(得意職種等)	手数料	返戻金制度	備考		
						4か月以上有期及び無期(人)	4か月以上有期及び無期(人)うち無期(人)	4か月未満有期(人日)								
			取扱職種	取扱地域	その他	平成28年度	平成28年度	平成28年度							平成28年度	平成28年度
						平成29年度	平成29年度	平成29年度							平成29年度	平成29年度
平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度												
21-ユ-○○○○○○○ 平成○年○月○日	株式会社○○○○	岐阜県岐阜市○○ 058-000-0000	全職種	国内	○○○	1	0	0	0	0	有	有	有			
						3	1	1	1	0						
						10	3	0	2	0						
21-ユ-○○○○○○○ 平成○年○月○日	○○○○有限公司	岐阜県大垣市○○ 0584-00-0000	全職種	国内	○○○	0	0	0	0	0	有	有	有			
						0	0	0	0	0						
						0	0	0	0	0						

注意

実績が無い場合であっても、「0」の入力が必要

※ 『-』のままであると、未入力(入力されていない)と判断するため、人材サービス総合サイトへの情報提供をしていないものとして、指導対象となる。

● 令和2年4月中に入力する事項

- ① 平成31年度(令和元年度)の就職者数
- ② 平成31年度(令和元年度)に新規許可の場合、「手数料表(有料のみ)」と「返戻金制度(該当する場合のみ)」

● 令和2年10月～同年12月に入力する事項

- ① 平成31年度(令和元年度)の無期雇用のうち6か月以内離職者数
- ② 平成31年度(令和元年度)の離職状況が判明しなかった者の数

4 労働条件等の明示する事項の追加

(平成30年1月1日施行)

(令和2年4月 1 日施行)

● 労働条件等の明示の内容 (★:追加事項)

- ① 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
 - ② 労働契約の期間に関する事項(期間の定めの有無、期間の定めがあるときはその期間)
 - ③ 試みの使用期間(以下「試用期間」という。)に関する事項(試用期間の有無、試用期間があるときはその期間) ★
 - ④ 就業の場所に関する事項
 - ⑤ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
 - ⑥ 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金を除く。)の額に関する事項
 - ⑦ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
 - ⑧ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項 ★
 - ⑨ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨(労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合に限る。) ★
- ⑩ 令和2年4月1日より、「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」が明示すべき事項に追加された。

● 労働条件等の明示に当たっての留意点

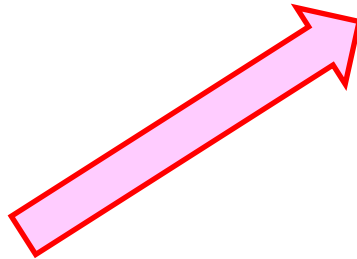
- ① 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。
- ② **労働時間**に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。
 - ・労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき、**裁量労働制**が適用されることとなる場合には、その旨を明示すること。
 - ・労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条の2第1項の同意をした場合に、**高度プロフェッショナル制度**が適用され、同法第4章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこととなることが予定されている場合には、その旨を明示すること。
- ③ **賃金**に関しては、賃金形態(月給、日給、時給等の区分)、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。
- ④ 一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金(以下「**固定残業代**」という。)に係る計算方法(固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数(以下「**固定残業時間**」という。)及び金額を明らかにするものに限る。)、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。
- ⑤ 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が**試用期間**の性質を有するものであっても、当該試用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること

5 求人・求職管理簿、事業報告書への記載事項の追加

(平成30年1月1日施行)

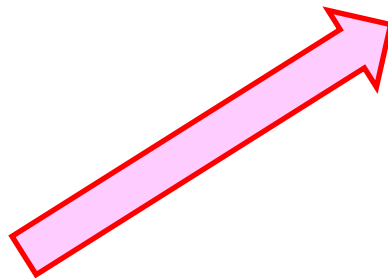
● 求人管理簿に関する事項

- 1 求人者の氏名又は名称
- 2 求人者の所在地
- 3 求人に係る連絡先
- 4 求人受付年月日
- 5 求人の有効期間
- 6 求人数
- 7 求人に係る職種
- 8 求人に係る就業場所
- 9 求人に係る雇用期間
- 10 求人に係る賃金
- 11 職業紹介の取扱状況



● 求職管理簿に関する事項

- 1 求職者の氏名
- 2 求職者の住所
- 3 求職者の生年月日
- 4 求職者の希望職種
- 5 求職受付年月日
- 6 求職の有効期間
- 7 職業紹介の取扱状況



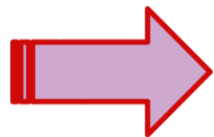
追加事項

- ① 期間の定めのない労働契約を締結した者(無期雇用就職者)である場合は、その旨。
- ② 転職勧奨が禁止される期間。(採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間。)
- ③ 無期雇用就職者の離職状況(以下のa、bのいずれかについて記載)
 - a 就職から6か月以内に離職したか否か、調査により離職状況が判明しなかった場合その旨、調査日、調査方法。
 - b 就職から6か月以内の離職により、返戻金制度に基づき返金が行われたか否か。

平成31年4月提出(平成30年4月～平成31年3月に係る報告)から
職業紹介事業報告書の様式が変わりました

● 「職業紹介事業報告書(様式第8号)」の追加事項

- 無期雇用就職者数(正規・非正規に関わらず、期間の定めのない者)
- 無期雇用就職者数のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由での離職者数及び離職したか否か、離職状況が判明しなかった者の数
- 返戻金制度の有無、返戻金制度を設けている場合はその概要
- 職業紹介業務に従事する者(従事者)への教育内容



平成31年4月以降は新しい様式にて報告してください。

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

- 1 届出受理番号
- 2 事業所名

【無期雇用就職者数】
 期間の定めのない雇用
 契約により就職した者

4 活動状況(国外)(相手国別・総計)

取扱 業務等の区分	相手国	⑤ 求	
		有 効 求人数	人
計			

5 職業紹介の業務に従事する者の数

_____ 人

【従業員教育】

職業紹介責任者が統括管理する業務に従事する者(従事者)に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載(外部研修も含む)

6 従業員教育

日時	従業員数	教育内容

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

【無期雇用就職者の離職状況】

期間の定めのない雇用契約により就職した者で、就職から6か月以内の離職者数(解雇を除く)及び離職状況が不明な者の数

※離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、就職6か月後の状況について確認してから報告するので、**報告は1年遅れ**になる。
 (例: 令和3年4月報告は、平成31年度(令和元年度)に就職した者に係る離職者数)

取扱 業務等の区分	② 求 職		
	有 効 求人数	新規求職 申込件数	人 件
計			

取扱 業務等の区分	③ 就 職			④ 離 職	
	常 用 就職件数	臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6ヵ月以内を除く)	不明
計					

取扱 業務等の区分	① 求 人			② 求 職	
	有 効 求人数	常 用 求人数	日雇求 人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数
計					

取扱 業務等の区分	③ 就 職			④ 離 職	
	常 用 就職件数	臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6ヵ月以内を除く)	不明
計					

取扱 業務等の区分	① 求 人			② 求 職	
	有 効 求人数	常 用 求人数	日雇求 人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数
計					

取扱 業務等の区分	③ 就 職			④ 離 職	
	常 用 就職件数	臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6ヵ月以内を除く)	不明
計					

特定地方公共団体無料職業紹介事業報告書

1 地方公共団体名

2 事業所の名称及び所在地

3 活動状況（国内）

項目	① 求 人	② 求 職		
		有効求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数
取扱業務等の区分	常 用 求 人 数	日 雇 求 職 者 数	無 期 雇 用 就 職 者 数	無 期 雇 用 就 職 者 数
	臨時求人延数			
計				

【無期雇用就職者数】
期間の定めのない雇用契約により就職した者

項目	③ 就 職			④ 離 職	
	常 用 就 職 件 数	臨 時 就 職 延 数	日 雇 就 職 延 数	無 期 雇 用 離 職 者 数	無 期 雇 用 不 明 者 数
取扱業務等の区分	無期雇用	それ以外			
計					

【無期雇用就職者の離職状況】
期間の定めのない雇用契約により就職した者で、就職から6か月以内の離職者数（解雇を除く）及び離職状況が不明な者の数

4 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職		⑧ 離 職	
		有効求人人数	求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数	無期雇用離職者数	無期雇用不明者数
取扱業務等の区分									
計									

※離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、就職6か月後の状況について確認してから報告するので、報告は1年遅れになる。
(例: 令和3年4月報告は、平成31年度(令和元年度)に就職した者に係る離職者数)

5 職業紹介の業務に従事する者の数

□ 人

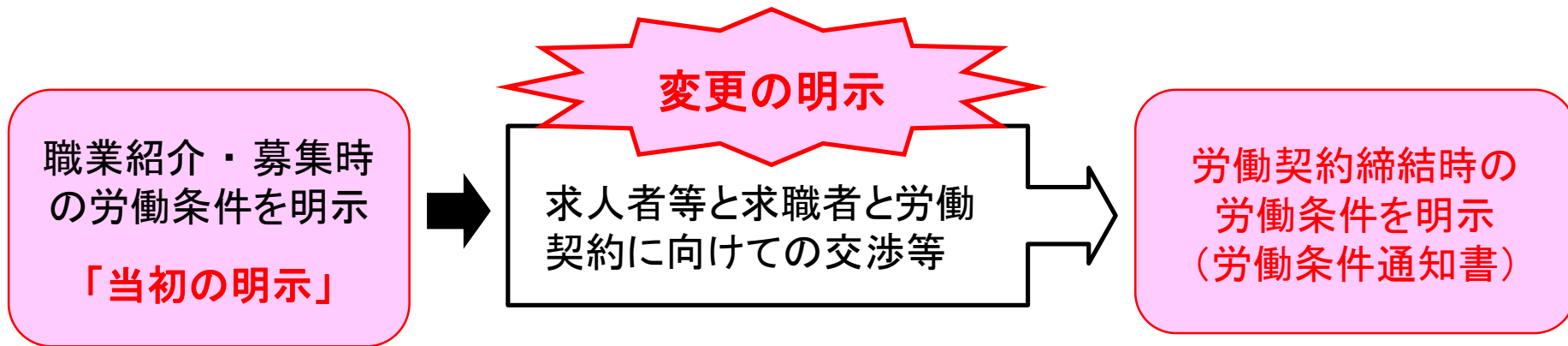
年 月 日

6 求人票の労働条件における変更内容等の明示

(平成30年1月1日施行)

● 変更内容等の明示

○求職者が、労働契約の締結の前に、当該契約の中に、職業紹介で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者に新たな明示を義務づけ。



※ 変更の明示が必要な場合(例)

- ① 「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合
(例)当初:基本給30万円/月⇒基本給28万円/月
- ② 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合
(例)当初:基本給25万円～30万円/月⇒基本給28万円/月
- ③ 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
(例)当初:基本給25万円/月、営業手当3万円/月⇒基本給25万円/月
- ④ 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合
(例)当初:基本給25万円/月⇒基本給25万円/月、営業手当3万円/月

● 変更内容等の明示方法

○求人者は求職者が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示を以下の①の方法によることが望ましいものであるが、次の②などの方法によることも可能。

- ① 当初の明示と変更内容等とを対照することができる**書面を交付**すること。
- ② 労働条件通知書において、変更内容等に**下線を引き**、若しくは**着色し**、又は変更内容等を**注記**すること。（一部を削除する場合にあっては、削除される前の内容等も併せて記載すること。）

● 明示に関して行うべきこと

○労働契約を締結するかどうか求職者等が考える時間が確保されるよう、可能な限り**すみやかに**変更等の明示を行うこと。

○変更等の明示を受けた求職者等から、当初の明示を変更する理由等について質問された場合には、**適切に説明**すること。

● 留意事項

○当初明示された労働条件は、そのまま労働契約の内容になることが期待されているものであり、**安易に変更等を行ってはならない**。

○当初の明示が**不適切**であった場合には、変更明示が行われたとしても、当該明示が**適切であった**とはみなされない。

7 職業紹介後における対応についての留意点

(平成30年1月1日施行)

● 「職業紹介事業者の業務運営」について

- ① 職業紹介した無期雇用就職者（期間の定めのない労働契約を締結した者）に対し、**就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならない。**
- ② 求職者及び求人者の**双方に対して**、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を、それぞれ明示しなければならない。
- ③ 求職者及び求人者双方に対して、**返戻金制度に関する事項（返戻金制度の導入の有無及び返戻金制度を導入している場合はその概要）**を明示しなければならない。

なお、求人者から徴収する手数料については、返戻金制度（※）を設けることが望ましいとされている。
（※） 就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度
- ④ 求職の申込みの勧奨については、職業紹介事業者が求職者に**金銭等**（例：「お祝い金」など）を提供することによって行うことは好ましくない。

8 職業紹介責任者の責務の追加及び事業所外での職業紹介

(平成30年1月1日施行)

● 職業紹介責任者の行う業務

- ① 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- ② 求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の管理に関すること。
- ③ 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- ④ 職業安定機関との連絡調整に関すること。
- ⑤ 職業紹介責任者が、他の従事者に対して職業紹介の適正な遂行に必要な教育(労働関係法令等)を行うこと。
(職業紹介責任者が自ら行うもののほか、外部の講習に参加させることも可。)

● 厚労省人事労務マガジンへの登録

○職業紹介責任者は、労働関係法令等に関する最新の情報を把握するため、「厚労省人事労務マガジン」(メールマガジン)に登録しなければならない。

<https://merumaga.mhlw.go.jp/> (又は「厚労省人事労務マガジン」と検索)

● 事業所外での職業紹介

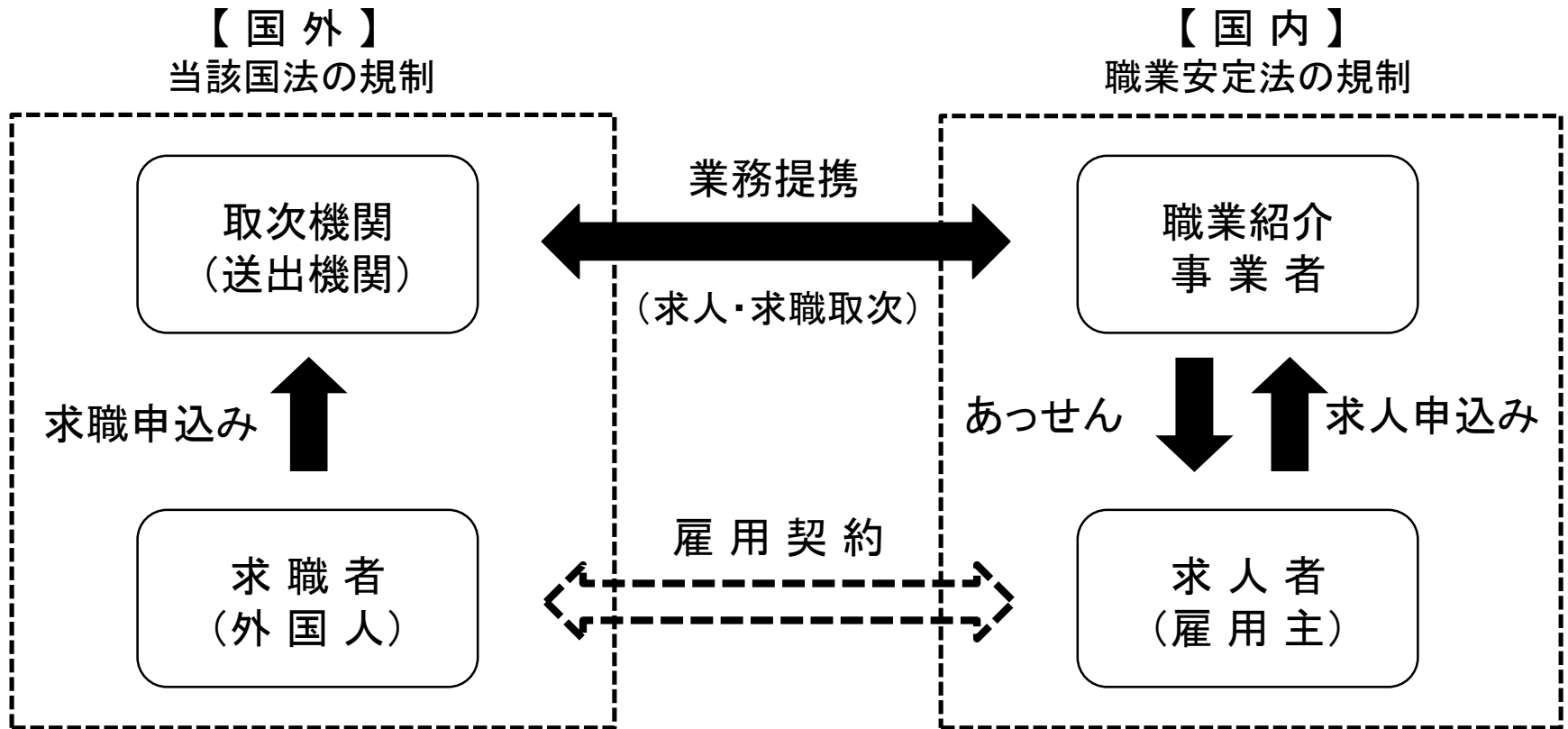
○職業紹介事業者は、職業紹介責任者が当該事業所外にいる場合又は当該事業所外に速やかに到着できる体制が構築されており、かつ、当該事業所外が、有料職業紹介事業許可基準の事業所に関する要件(プライバシー保護等)を満たす場所である場合には、事業所以外の場所で職業紹介事業を実施することができる。

○ただし、一定の場所で恒常的に職業紹介事業を行う場合は、当該場所について、職業紹介事業を実施する事業所として届出を行わなければならない。

9 国外にわたる職業紹介に関する事項の追加

(平成31年4月1日施行)

● 国外にわたる職業紹介のイメージ図（例）



適正な業務提携が行われ、法令遵守のもと事業運営が行われることを判断するため、「業務提携契約書」または「協定書」等に、少なくとも、次の(1)から(10)までの事項について記載されているか。

- (1) 提携する業務の内容
- (2) 求人者・求職者への同意
- (3) 紹介担当事業所への求職登録
- (4) 労働条件の明示
- (5) 紹介の実施
- (6) 紹介手数料の徴収基準
- (7) 成果の配分
- (8) 個人情報の守秘義務
- (9) 事業報告
- (10) 求職者から保証金の徴収等を行わない旨

● 国外にわたる職業紹介の概要

国外にわたる職業紹介については、『職業安定法』及び『職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針』（平成11年労働省告示第141号）において、必要な事項が定められている。

特に、平成31年4月1日より施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）」（以下、「改正入管法」という。）において、新たな在留資格として「**特定技能**」が創設されたが、「特定技能」の在留資格に関して国外にわたる職業紹介を行うためには、他の在留資格と同様に、**職業紹介事業の許可**などが必要となる。

また、特定技能については、その他の在留資格と同様に、在留資格で認められている範囲内で転職が可能であり、転職先のあっせんを行う場合にも職業紹介事業の許可などが必要となる。既に職業紹介事業の許可などを取得している場合は、改めて取得する必要はないが、必要に応じて**相手先国**や**取次機関**の**届出**などの手続を行う必要がある。

● 許可基準のうち代表者及び役員（法人の場合に限る）に関する要件

国外にわたる職業紹介を行う場合にあっては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であることが必要である。

● 国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項(指針より)

- ① 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により、その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を届け出た場合には、その相手先国をはじめ、**その範囲内**で職業紹介を行わなければならないこと。
- ② 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の出入国に関する**法令**及び相手先国の**法令**を**遵守**して職業紹介を行わなければならないこと。
- ③ 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の**金銭を貸し付け**、又は求人者がそれらの**金銭を貸し付けた**求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。
- ④ 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、**次に該当するものを利用してはならない**こと。
 - イ 相手先国において**活動を認められていない**取次機関
 - ロ 職業紹介に関し、**保証金の徴収**その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について**違約金を定める契約**その他不当に**金銭その他の財産の移転を予定**する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の**金銭を貸し付ける**取次機関
- ⑤ 職業紹介事業者は、職業紹介に関し、求職者が他者に**保証金の徴収**その他名目の如何を問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について**違約金を定める契約**その他の不当に**金銭その他の財産の移転を予定**する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。

● 提出書類

① 相手先国に関する書類(国外にわたる職業紹介を行う場合)

◇ 相手先国の関係法令及びその日本語訳

② 相手先国に関する書類 (国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用しない場合に限る。)

◇ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつては、その日本語訳

③ 取次機関に関する書類 (国外にわたる職業紹介を行う場合であつて、取次機関を利用する場合に限る。)

◇ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及びその日本語訳

※ 『職業紹介事業パンフレット—許可・更新等マニュアル—』 8 職業紹介事業者間の業務提携(64～67頁)参照

◇ 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳

※ 相手先国で許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し

※ 相手先国における、日本でいう法人の登記事項証明書(ただし、当該登記事項証明書に事業目的の記載が無ければ、登記事項証明書に加えて取次機関の会社パンフレット等)

◇ 取次機関に関する申告書(通達様式第10号)

④ 共通の提出書類

◇ 職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第6号)

◇ 業務の運営に関する規程(国の追加)

10 欠格事由の改正

(令和元年9月14日施行)

● 欠格事由の改正

○職業紹介事業者の欠格事由のうち、成年被後見人等に係る事由が改定され、精神の機能の障害により有料の職業紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とされたことにより、代表者、役員、職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合には、**医師の診断書の提出が必要**。

● 診断書(様式例)

※ 厚生労働省ホームページにて様式のダウンロードができます。

診 断 書 (表 面)

1 氏名 男・女
 年 月 日生 (歳)
 住所

2 医学的診断
 診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査
 長谷川式認知症スケール 点 (年 月 日実施) 実施不可
 MMSE 点 (年 月 日実施) 実施不可
 脳の萎縮または損傷の有無
 あり ⇒ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施
 なし
 知能検査
 その他

短期間に回復する可能性
 回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない
 (特記事項)

3 認知 (外界を認識すること)、判断 (物事の是非善悪を考え定めること)、意思疎通 (自らの考えを的確に相手に伝えること)に係る能力についての意見
 自ら認知、判断及び意思疎通を行うことができる。
 支援を受けなければ、自ら認知、判断及び意思疎通を行うことが難しい場合がある。
 支援を受けなければ、自ら認知、判断及び意思疎通を行うことができない。
 支援を受けても、自ら認知、判断及び意思疎通を行うことができない。

(意見) ※ 重要な検討を要する事情等があれば、記載してください。

↓ 裏面に続く

(裏 面)

判定の根拠
 (1) 見当識の障害の有無
 あり ⇒ まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度
 なし

(2) 他人との意思疎通の障害の有無
 あり ⇒ 意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない
 なし

(3) 理解力・判断力の障害の有無
 あり ⇒ 問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著
 なし

(4) 記憶力の障害の有無
 あり ⇒ 問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著
 なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

以上のとおり診断します。 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

11 最近の改正法施行

(令和2年3月30日施行)

(令和2年4月 1 日施行)

● 求人の申込みを受理しないことができる場合の追加

(令和2年3月30日施行)

○求人の申込みを受理しないことができる以下の場合を追加。

- ①労働関係法令等に違反する求人者からの求人の申込み。
- ②暴力団員等からの求人の申込み。 等

● 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項の追加

(令和2年4月1日施行)

○求職者に明示すべき労働条件等として、『就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項』の追加。

12 年齢制限を行う求人の申込みへの対応について

● 募集・採用時における年齢制限の禁止

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」（旧雇用対策法）という。）第9条において、**募集・採用時に年齢制限をすることは、同法施行規則第1条の3第1項に定める例外事由に該当する場合を除き禁止されており**、求人事業主は、一定の年齢を下回ることを条件とする場合には、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）第20条第1項の規定に基づき、その具体的な理由を提示しなければならず、職業紹介事業者は、同項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者に対して、適切に提示しなければならない。

（労働施策総合推進法第9条）

○事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

（労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項）

① 例外事由1号

定年年齢を上限として、その上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

（定年がある場合で、かつ、期間の定めのない労働契約である場合に、定年年齢を上限として年齢制限を設けることが認められる限定的な例外事由）

② 例外事由2号

労働基準法その他の**法令の規定**により年齢制限が設けられている場合
(労働基準法や警備業法などの法令において、特定の年齢層の就労が禁止・制限されている業務については、年齢制限を設けることが認められる限定的な例外事由)

③ 例外事由3号イ

長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を**期間の定めのない労働契約**の対象として募集・採用する場合

(期間の定めのない労働契約で、かつ、職業経験を不問とし、新卒者と同等の処遇である場合については、若年者等(おおむね45歳未満を目安)に限る年齢制限を設けることが認められる限定的な例外事由)

④ 例外事由3号ロ

技能・ノウハウの継承の観点から、**特定の職種において労働者が相当程度少ない特定の年齢層に限定し**、かつ、**期間の定めのない労働契約**の対象として募集・採用する場合

※「特定の年齢層」とは、30～49歳のうち特定の5～10歳幅の年齢層

※「相当程度少ない」とは、同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して、労働者数が2分の1以下
(募集する年齢幅の労働者数が0人である場合を含む)

⑤ 例外事由3号ハ

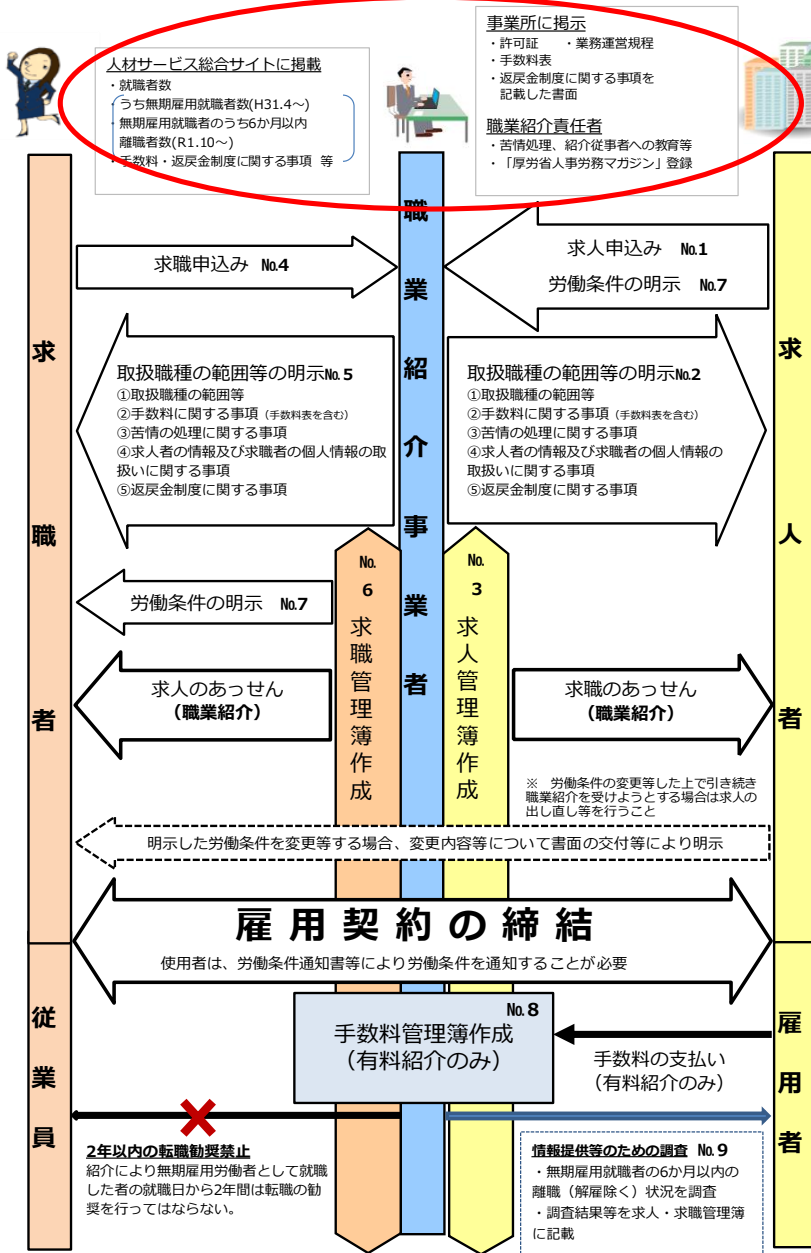
芸術(芸術作品のモデル等)・芸能(演劇等の役者等)の分野における表現の真実性などの要請がある場合

⑥ 例外事由3号ニ

60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策(雇入れ助成金等)を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

13 職業紹介における実務の流れ

職業紹介イメージフロー



事業所に掲示

- ・許可証
- ・業務の運営に関する規程
- ・手数料表
- ・返戻金制度に関する事項を記載した書面

職業紹介責任者の責務

- ・苦情処理対応
- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の管理
- ・職業紹介事業の業務運営及び改善
- ・職業安定機関との連絡調整
- ・職業紹介従事者への教育 等
- ・「厚労省人事労務マガジン」登録

人材サービス総合サイトに掲載

- ・就職者数
- ・うち無期雇用就職者数(H31.4~)
- ・無期雇用就職者のうち6か月以内離職者数 (R1.10~)
- ・手数料
- ・返戻金制度に関する事項 等

職業紹介イメージフロー



人材サービス総合サイトに掲載
 ・就職者数
 ・うち無期雇用就職者数(H31.4~)
 ・無期雇用就職者のうち6か月以内
 ・離職者数(R1.10~)
 ・手数料・返戻金制度に関する事項 等

事業所に掲示
 ・許可証 ・業務運営規程
 ・手数料表
 ・返戻金制度に関する事項を
 記載した書面

職業紹介責任者
 ・苦情処理、紹介従事者への教育等
 ・「厚労省人事労務マガジン」登録



求人者の皆様へ

事業所名 ○○○ 許可番号 (21-ユ-xxxxxx)
 ・職種は ▽▽▽▽ ・地域は □□□□

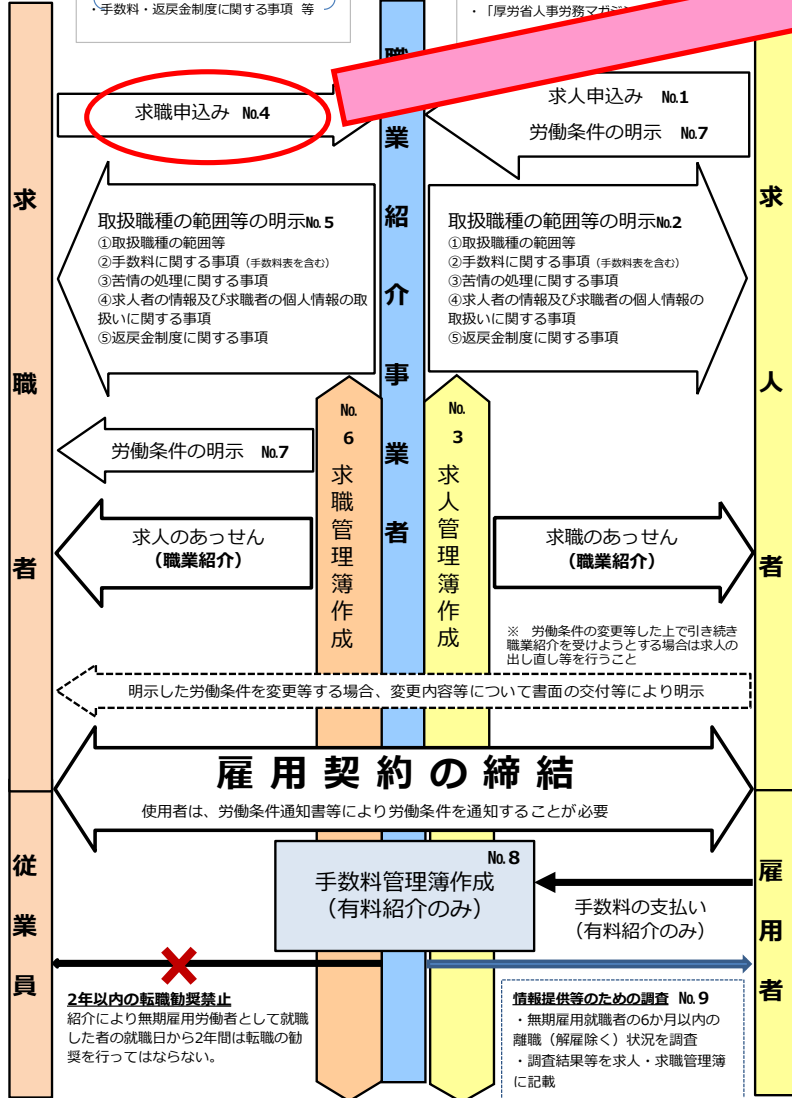
- 取扱職種の範囲等
- 手数料に関する事項
 - ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____% (または) _____円 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____% (または) _____円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____% (または) _____円 手数料負担者は 求人者 とします。

●求人者からは手数料は徴収いたしません。
 (注) 求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

- 苦情の処理に関する事項
 - ・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。
 - 苦情申出先： 職業紹介責任者 ◇◇◇◇ 連絡先(△△△△)△△-△△△△
- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
 - ・当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。
 - 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は○○課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
 - 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
 - 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
 - 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
- 返戻金制度に関する事項
 - ・当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は別紙のとおりです。

(注) 返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること
 ※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。



事業所に掲示

- ・許可証 ・業務運営規程
- ・手数料表
- ・返戻金制度に関する事項を記載した書面

職業紹介責任者

- ・苦情処理、紹介従事者への教育等
- ・「厚労省人事労務マガジン」掲載

人材サービス総合サイトに掲載

- ・就職者数
- ・うち無期雇用就職者数(H31.4～)
- ・無期雇用就職者のうち6か月以内離職者数(R1.10～)
- ・手数料・返戻金制度に関する事項 等

求職申込書

受付日 令和 年 月 日

氏名		性別		生年月日	
現住所	〒				
電話番号		携帯番号			
最寄駅	バス停		徒歩		分
最終学歴	年 月 卒業				
資格・免許					
希望条件	希望する仕事		経験した主な仕事	(職種)	
	就職希望地(通勤方法)(通勤時間)			(仕事の詳しい内容)	
	希望収入				
	希望勤務時間				
	希望休日	曜日			
その他希望条件及び仕事をする上で注意する点					

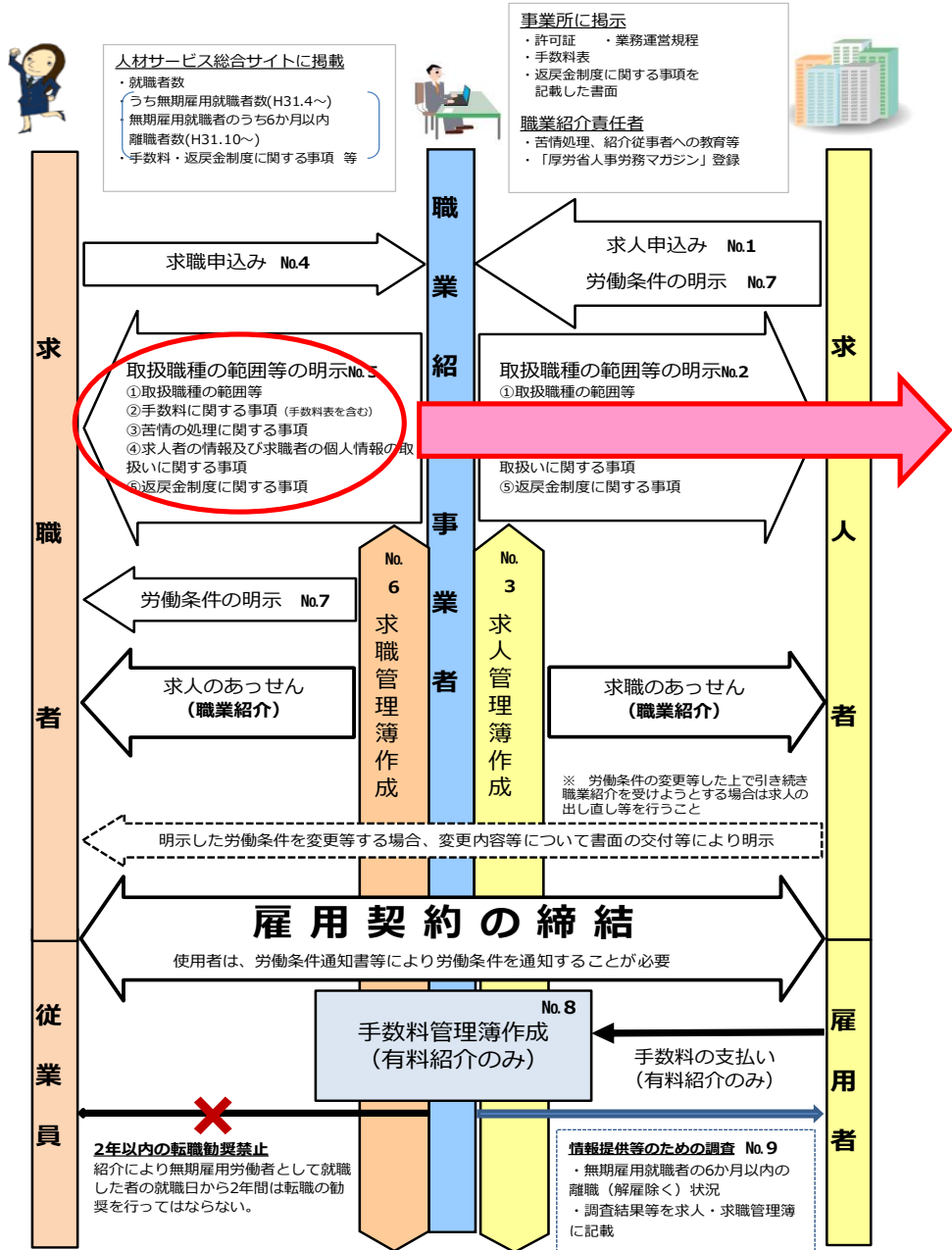
弊社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき下記のとおり取り扱っています。

- ①求職申込書に記載された個人情報は、適格紹介のための参考とします。
- ②適格紹介(職業紹介)以外の目的には使用しません。
- ③個人情報の訂正・開示・利用停止は、「個人情報保護に関する法律」に基づいて対応します。
- ④求人者には、最低限の情報のみ伝えます。

個人情報の求人者への提供について同意いたします。

令和 年 月 日 氏名





事業所名 ○○○ 許可番号 (21-ユ-××××××)

・ 職種は ▼▼▼▼ ・ 地域は □□□□

- 取扱職種の範囲等
- 手数料に関する事項
- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

(注) 求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

- 苦情の処理に関する事項
- ・ 求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。
- 苦情申出先： 職業紹介責任者 ◇◇◇◇ 連絡先(△△△△)△△-△△△△
- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ・ 当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。
- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は○○課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
- 返戻金制度に関する事項
- ・ 当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は別紙のとおりです。

(注) 返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

[有効期間の終了後2年間保存]

① 求職者の氏名 ② 住所 ③ 生年月日	④ 希望職種	⑤ 受付年月日	⑥ 有効期間	⑦ 職業紹介の取扱状況							備考		
				紹介年月日	求人受理番号	求人者の氏名又は名称	採否結果	採用年月日	雇用期間	無期雇用就職者に関する事項等			
										転職勧奨禁止期間		6か月以内の離職状況 (a),(b)のいずれかを記載	
★★ ★★ 岐阜県大垣市藤江町〇-〇-〇 昭和54年11月21日	電気機器組立	R2.3.25	R2.5.31							〇〇精工株式会社 〇〇〇〇 R2.1.1	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	(注)無期雇用就職者に該当する場合は記載すること R4.4.30 (a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか <input type="checkbox"/> 離職 <input checked="" type="checkbox"/> 離職せず <input type="checkbox"/> 不明 ・調査日: R2.11.1 ・調査方法: 電話確認 (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 <input type="checkbox"/> 返金有 <input type="checkbox"/> 返金無	R2.5.1 就職のため求職取消
◇◇ ◇◇ 岐阜県大垣市〇-〇-〇 平成2年3月30日	検査	R2.2.15	R2.4.30	R2.3.26	02-2	株式会社〇〇〇 〇工業	不採用				<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	R2.4.30 有効期間満了のため求職取消	

無期雇用の旨

転職勧奨禁止期間(2年)

無期雇用就職者の離職状況

【求職管理簿の記載要領】

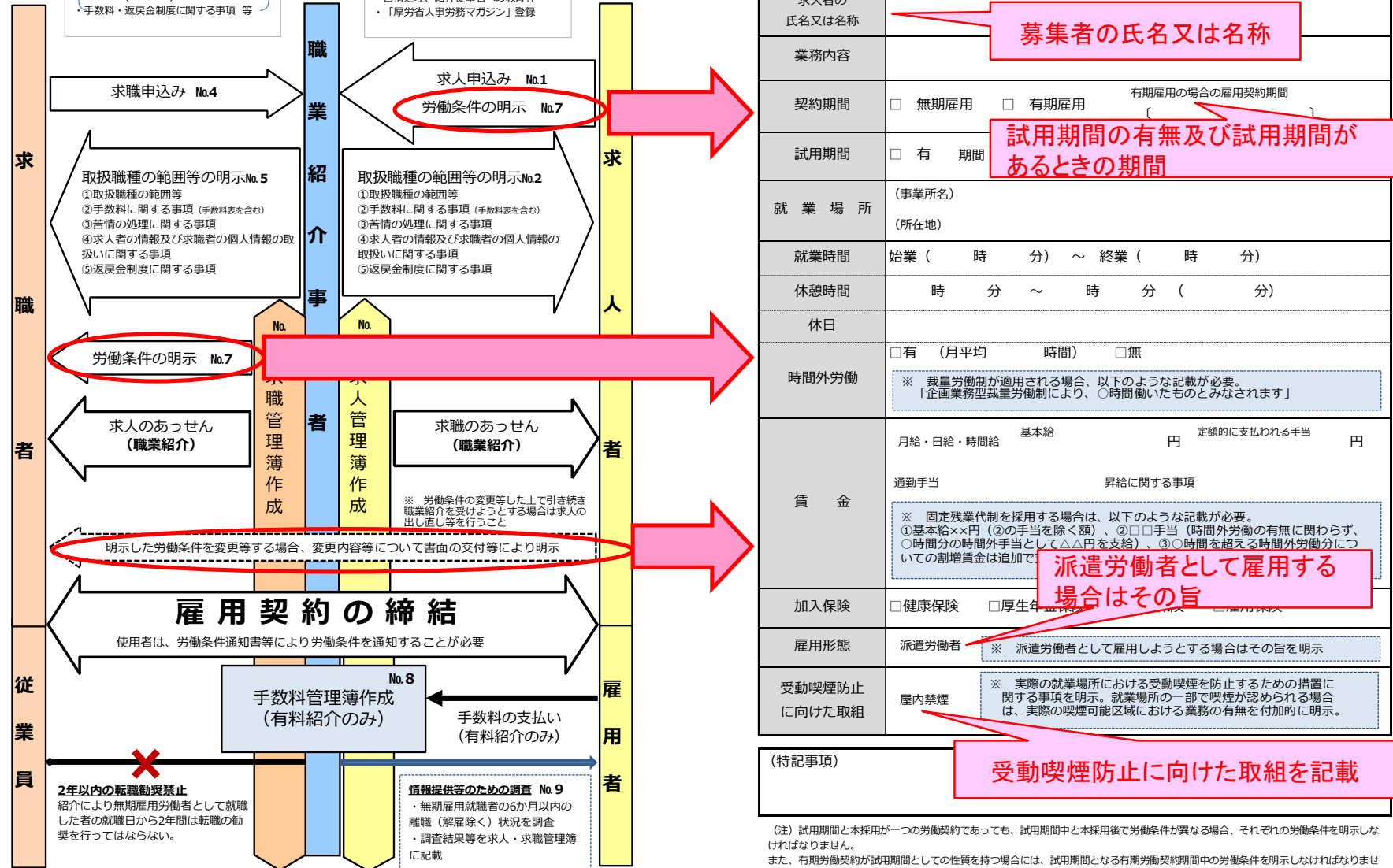
- ① 「求職者の氏名」欄は、求職者の氏名を記載すること。
- ② 「住所」欄は、求職者の住所を記載すること。
- ③ 「生年月日」欄は、求職者の生年月日を記載すること。年齢によっては、労働基準法上、就業に関する制限があるので留意すること。
- ④ 「希望職種」欄は、求職者の希望する職種を記載すること。求職者の希望職種によっては、受付手数料を徴収することも可能であること。
- ⑤ 「受付年月日」欄は、求職を受け付けた年月日を記載すること。
- ⑥ 「有効期間」欄は、求職の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。なお、有効期間については、事前に求職者に説明しておくこと。
- ⑦ 「職業紹介の取扱状況」欄は、当該求職者に求人をおっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求人者の氏名又は名称(当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにしておくこと。)、採用・不採用のてん末等を記載することとし、採用された場合は採用年月日及び無期雇用就職であった場合はその旨も記載すること。さらに、無期雇用就職者については、転職勧奨が禁止される期間(採用年月日から採用年月日の2年後の応答日の前日までの期間)及び離職状況(離職状況の記載は以下の(a)又は(b)いずれかによる)について記載すること。
 (a)6か月以内に離職(解雇を除く)したか否か、確認調査を行った日、調査方法、確認調査により離職状況が判明しなかった場合はその旨
 (b)6か月以内の離職により返戻金制度に基づいて返金が行われたか否か
 無期雇用就職者の離職状況は、平成30年4月1日以降の就職者について記載が必要だが、平成30年3月31日以前の就職者についても記載することが望ましい。
 * 求職管理簿は、個人情報に記載されているので、取扱いには十分注意すること。

職業紹介イメージフロー



人材サービス総合サイトに掲載
 ・就職者数
 ・うち無期雇用就職者数(H31.4~)
 ・無期雇用就職者のうち6か月以内
 ・離職者数(R1.10~)
 ・手数料・返戻金制度に関する事項 等

事業所に掲示
 ・許可証 ・業務運営規程
 ・手数料表
 ・返戻金制度に関する事項を
 記載した書面
 職業紹介責任者
 ・苦情処理、紹介従事者への教育等
 ・「厚労省人事労務マガジン」登録



職業安定法第5条の3により、この書面に労働条件等を明示します。

受付日 令和 年 月 日

求人者 → 職業紹介事業者 → 求職者

求人者の氏名又は名称	募集者の氏名又は名称		
業務内容			
契約期間	<input type="checkbox"/> 無期雇用	<input type="checkbox"/> 有期雇用	有期雇用の場合の雇用契約期間
試用期間	<input type="checkbox"/> 有	期間	試用期間の有無及び試用期間があるときの期間
就業場所	(事業所名) (所在地)		
就業時間	始業 (時 分) ~ 終業 (時 分)		
休憩時間	時 分 ~ 時 分 (分)		
休日			
時間外労働	<input type="checkbox"/> 有 (月平均 時間)	<input type="checkbox"/> 無	※ 裁量労働制が適用される場合、以下のような記載が必要。 「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます」
賃金	月給・日給・時間給	基本給	円 定額的に支払われる手当 円
	通勤手当	昇給に関する事項	
	※ 固定残業代制を採用する場合は、以下のような記載が必要。 ①基本給××円(②の手当を除く額)、②□□手当(時間外労働の有無に関わらず、 ○時間分の時間外手当として△△円を支給)、③○時間を超える時間外労働分につ いての割増賃金は追加で		
加入保険	<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> 雇用保険
雇用形態	派遣労働者	※ 派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨を明示	
受動喫煙防止に向けた取組	屋内禁煙	※ 実際の就業場所における受動喫煙を防止するための措置に 関する事項を明示。就業場所の一部で喫煙が認められる場合 は、実際の喫煙可能区域における業務の有無を付加的に明示。	
(特記事項)	受動喫煙防止に向けた取組を記載		

(注) 試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。
 また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。

手数料管理簿

記載例

[手数料の徴収完了後2年間保存]

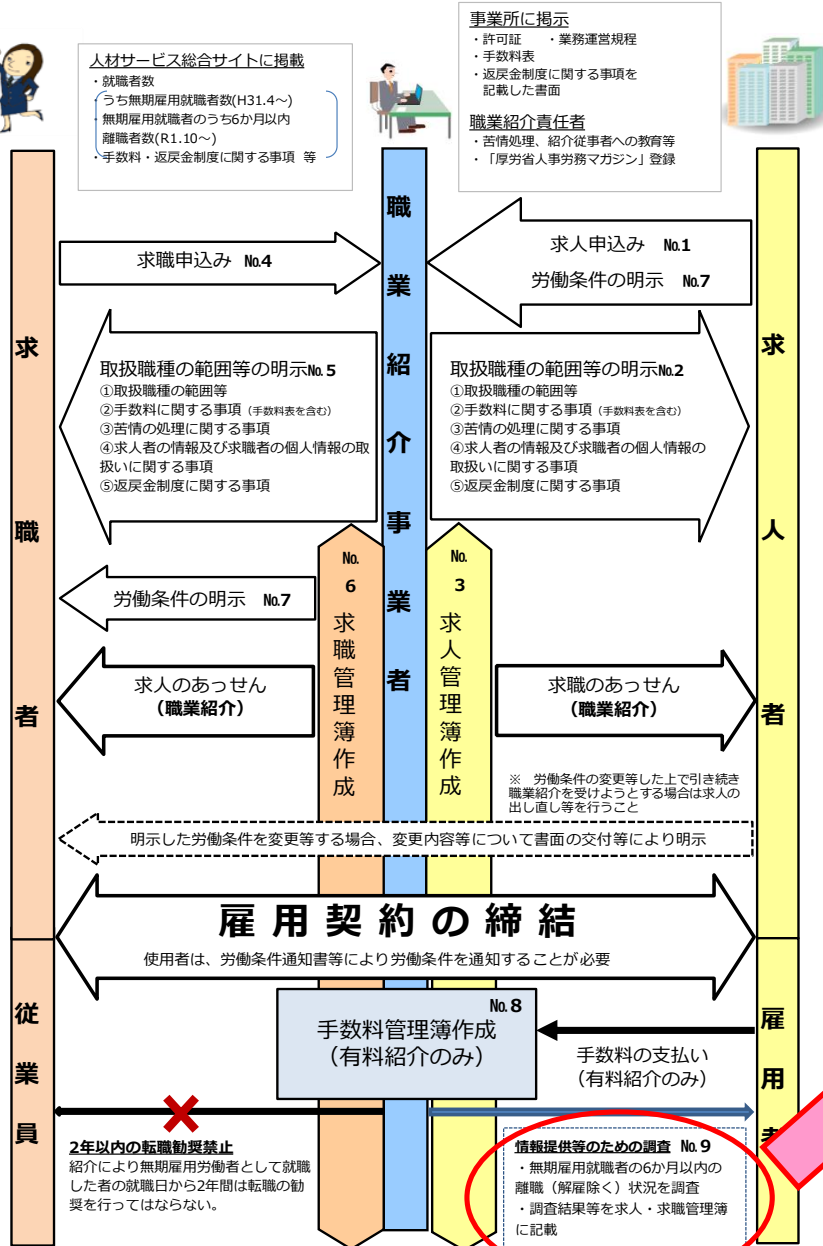
① 手数料を支払う者の 氏名又は名称	② 徴収年月日	③ 手数料の種類	④ 手数料の額		⑤ 手数料の算出根拠	備考
			手数料(※)	第二種特別 加入保険料	賃金、割合等	
株式会社〇〇電機工業	R2.2.20	求人受付手数料 紹介手数料	165,710		求人受付手数料710円 紹介手数料(★★★分) 賃金総額150万円×11.0% = 16万5千円	
〇〇鉄工株式会社	R2.3.25	届出手数料	461,000		求人受付事務費1,000円 成功報酬(★★★分) 賃金総額230万円×20% = 46万円	
〇〇〇〇(個人宅)	R2.3.30	紹介手数料	880	44	紹介手数料(★★★分) 賃金総額8,000円×11.0% = 880円 第二種特別加入保険料 8,000円×55/1,000 = 44円	

【手数料管理簿の記載要領】

- ① 「手数料を支払う者の氏名又は名称」欄は、求人者、関係雇用主又は求職者のうちの手数料の支払いを行う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。なお、求人者又は関係雇用主が複数の事業所を有するときは、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載すること。
- ② 「徴収年月日」欄は、手数料の支払いが行われた年月日を記載すること。
- ③ 「手数料の種類」欄は、求人受付手数料、求職受付手数料、求職者手数料、紹介手数料等の種類を記載すること。
- ④ 「手数料の額」欄は、徴収した手数料の額を記載すること。第二種特別加入保険料を徴収している場合はその額がわかるように記載すること。
- ⑤ 「手数料の算出根拠」欄は、手数料の算出根拠となった賃金、割合等をわかるように記載すること。

※欄には、徴収した手数料の総額から第二種特別加入保険料に充てるべき手数料額を除いた額を記載するものとする。

職業紹介イメージフロー



人材サービス総合サイトに掲載

- ・就職者数
- ・うち無期雇用就職者数(H31.4~)
- ・無期雇用就職者のうち6か月以内離職者数(R1.10~)
- ・手数料・返戻金制度に関する事項 等

事業所に掲示

- ・許可証
- ・業務運営規程
- ・手数料表
- ・返戻金制度に関する事項を記載した書面

職業紹介責任者

- ・苦情処理、紹介従事者への教育等
- ・「厚労省人事労務マガジン」登録

▲▲▲ (雇用主の名称) 様

■ ■ ■ (職業紹介事業者の名称)

令和●●年度における無期雇用就職者の離職状況の御確認のお願い

職業紹介事業者は、法令により、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者の数等について、情報提供する義務が課されています。

この情報提供を行う上で必要となるため、令和●●年度において、弊社の職業紹介により、御社と期間の定めのない労働契約を締結した以下の方々（以下「無期雇用就職者」といいます。）について、就職した日から6箇月以内に解雇以外の理由で離職した否かを、以下の様式に御記入いただいた上で、御連絡いただきますよう、お願いいたします。

(記入方法)

「離職の有無」欄には、「就職から6箇月以内の期間」に、解雇以外の理由で離職した場合には○を、それ以外の場合（離職していない場合又は解雇により離職した場合）には×を、それぞれ御記入ください。

	氏名	就職から6箇月以内の期間			離職の有無
		就職した日	～	上記期間の最終日	
1	◎◎ ◎◎	令和●●年4月1日	～	令和●●年9月30日	
2	□□ □□	令和●●年9月14日	～	令和●●年3月13日	
3	△△ △△	令和●●年12月10日	～	令和●●年6月9日	
:	:	:	:	:	:

(参考)

職業紹介事業者には、職業安定法第32条の16第3項及び職業安定法施行規則第24条の8第3項の規定により、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者（無期雇用就職者のうち就職から6箇月以内に離職した者（解雇された者を除く。）の数等について、情報提供する義務が課されています。

また、職業安定法施行規則第24条の8第5項の規定により、職業紹介事業者は、無期雇用就職者の離職の状況について確認するため、雇用主に対して必要な調査をしなければならないこととされています。

なお、雇用主の皆様におかれても、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱、職業紹介事業者の責務、募集内容的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」において、可能な限り、職業紹介事業者が行う調査に協力することとされています。

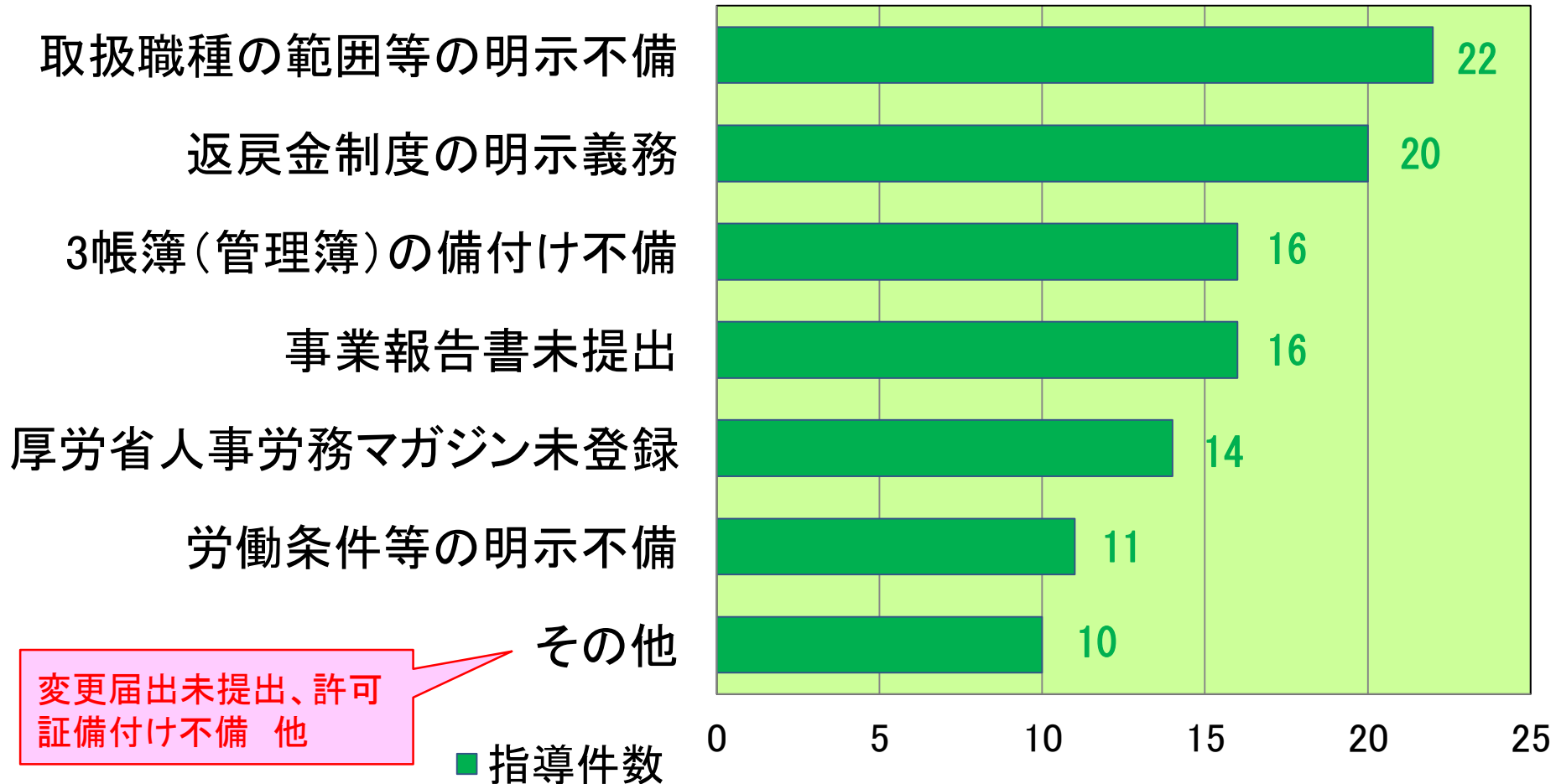
情報提供等のための調査 No.9

- ・無期雇用就職者の6か月以内の離職（解雇除く）状況を調査
- ・調査結果等を求人・求職管理簿に記載

14 定期指導の結果について（岐阜労働局管内）

● 職業紹介事業者に対する是正指導状況（平成31年度（令和元年度））

＜職業安定法違反として是正指導を行った件数＞



15 許可有効期間の更新申請について

● 許可有効期間の更新申請に必要な要件（主なもの）

① 変更届出書・事業報告書の提出

許可有効期間の更新申請をする時点で、適正に変更届出書・事業報告書が提出されていること。

② 資産要件

資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が350万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。

なお、新規許可基準にある「事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。」は、許可有効期間の更新には適用されない。

③ 職業紹介責任者

選任する職業紹介責任者が、許可有効期間更新申請受理日以前5年以内に職業紹介責任者講習を受講していること。

④ 事業所の面積等

位置、構造、設備、面積からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

具体的には、

- ・風営適正化法で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。
- ・個室の設置、パーティション等での区分、予約制、近隣の貸部屋の確保等、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。
- ・おおむね事業所の面積が20㎡以上であること。

⑤ 許可更新申請に係る手数料

1事業所につき18,000円の収入印紙が必要（ただし、有料職業紹介事業のみ）

申請期限：許可有効期間満了日の3か月前まで